

# 議会運営委員会

平成18年4月27日午後1時30分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子

○飯高 昭二

松田 正

小野 隆雄

坂口 徹

三木 誓士

中西議長

## 2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

## 3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）  
署名委員 小野委員、坂口委員

委員長 皆さんこんにちは。総務委員さんにおかれましては午前中から引き続きお疲れのところだと思いますが、全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。  
会議録署名委員に小野委員、坂口委員を指名いたします。  
両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。  
まず、1. 協議事項ですが、（1）継続審査でございます①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

この件に関しましては、ほんとに長い期間、委員の皆さん方には種々ご意見を賜りまして本当にありがとうございました。はじめに公開質問状の回答についてでございますが、前回の議会運営委員会でご意見をいただいておりますものを整理し、広報編集委員会で最終校正を終わり、5月1日発行で印刷発注を致しました。お手元に配布の資料のとおりでございますのでよろしくお願いを致しておきたいと思っております。

委員長 次に、議長諮問の答申書案についてであります。これにつきまして、前回の議会運営委員会で、ほぼ皆さんから出していただいております項目につきまして、確認をさせていただきました。その内容につきまして、またご意見をいただきました、答申の仕方についてもご意見をいただいておりますので、それを参考にさせていただきます。ご留意をさせていただきます。本日、資料として配布をいたしております。この答申案につきまして、委員の皆さんから何かご意見があった

らいただきたいと思いますが、本日、皆さん方のご了承をいただいたら、本日付で早速議長の方に答申をさせていただきたいという風に考えております。それで、進めさせていただきたいと思いますが、それについてご異議はございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

よろしいですか。

そしたら、本日、答申をさせていただくという形をとりたいという風に思います。それでですね、お配りしてます答申の文書は、委員よりご意見いただきましたように、できるだけ簡潔にして、そして別表をつけて、そして項目ごとに色々出た意見を取りまとめをして、提出をしたらどうかという風にご意見いただいておりますので、そういう形をとらせていただいたわけなんですけれども、内容につきまして、どうでしょうか。

よろしいですか。

内容についてもこれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。今、特にご意見が出ませんでした。

この内容で、議会運営委員会として議長に答申するという事で、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでは異議なし、と認めさせていただきます。そして、これを議長に答申書としてお渡しさせていただくようにいたします。

暫時休憩いたします。

( 午後1時35分 休憩 )

( 午後1時36分 再開 )

委員長 再開いたします。

それでは、書式が整いましたので、議長の方に答申書、お渡しさせていただきます。

委員長 そういたしましたら、(1)につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、(2)平成18年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題と致します。

はじめに、会期日程についてを議題と致します。

会期日程につきましては、5月11日(木)会期は1日、ということで決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

第2回斑鳩町議会臨時会は5月11日(木)、会期は1日ということで決定させていただきます。

委員長 次に、付議予定議案の取扱いについてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、担当常任委員会には事前の説明がされていると思いますが、まず付議予定議案について、総務部長から概要説明をいただきたいと思います。

( 総務部長説明 )

委員長 以上で、総務部長の方からの概要説明をいただきましたが、ここで、

昨日の厚生常任委員会でも、住民生活部長の方から今回出されました専決処分の問題について、ご説明をしたいという事で、昨日の厚生委員会でも説明を受けたわけなんです。本日の議会運営委員会でも議会運営委員の皆様方に、この経過についてのご説明をしたいという事で申出がございまして、その事について、了解を私の方でさせていただきましたので、ここで中井部長の方から説明を受けたいという風に考えておりますので、暫時休憩いたします。

( 午後 1 時 4 8 分 休憩 )

( 午後 1 時 4 9 分 再開 )

委員長 再開させていただきます。

ただ今、議会運営委員会の方で総務部長の方から、今回の付議予定議案の概要説明は受けたところです。引き続いて、住民生活部長の方からその専決処分にあたる経過について、ご説明の方していただきたいと思っております。

住民生活部長 3月31日付けで専決処分をさせていただきました。今、委員長の方からもありましたように、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の案件でございまして、これにつきましては、介護保険料の激変緩和の措置をさせていただくための、条例改正という事でございまして、この関係につきましては、保険料と納付の関係につきましては、3月定例議会で条例改正をさせていただいた、ご承認をいただいたところでございますけれども、その会期中の3月16日に開会をされました厚生常任委員会にご報告を申し上げた際に、政省令がまだ公布をされておられないという状況なので、専決処分をさせていただきたいと考えております、というご説明を申し上げたところでございます。しかし、この政省令の公布につきましても、3月1日付けで激変緩和措置等に関します介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、公布をされておったという状況でございまして

た。その公布をされておりながら、この政令の確認を怠る、という事で、本来ですと、3月定例議会の開会中の厚生常任委員会にお諮りをさせていただきまして、また議会運営委員会にもご相談を申し上げて、この取り扱い方につきまして、議会とも十分にご協議をさせていただかなければならないところであったわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、この政令が公布されておったという事の確認を怠ってしまっておった事から、今回、専決処分という形で対応をさせていただくという事になった次第でございます。この政省令の関係につきましては、この当介護保険の関係だけではなくて、自立支援にかかわっての件もございしますので、担当の厚生常任委員会におきましても、十分に注意を払って対応をするように、という事のご指摘も受けておったわけでございますけれども、そのようなご指摘を受けながら、このような事になって、誠に申し訳なく、このように思っております。深く担当者をはじめ、私どもも反省をいたしているところでございますので、今後このような事のないように、十分に注意をして参りたいと、このように思っておりますので、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げて、専決処分をさせていただきましたこの経緯という事でご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

委員長           ただ今、中井部長の方から説明がありました。内容も含めましてですね、何かこの付議予定議案につきまして、事前にお聞きしておく事など、皆さんの方からございましたらお聞きしたいと思っておりますが、質疑、意見など、ございませんでしょうか。

(   な   し   )

委員長           なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(   異議なし   )

委員長 付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきます。

暫時休憩いたします。

( 午後1時53分 休憩 )

( 午後1時53分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に議案の取扱いについてですが、臨時会当日に、委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと、採決ということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長にはよろしくお取り計らいの方、お願い致します。もし、討論が必要となりました時には、従来どおり賛否の討論を各1名ずつということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。賛否の討論は、各1名ずつということで確認を致しておきます。

次に、前回の委員会でもお聞きしておりましたが、臨時会での委員長報告についてでございますが、担当委員会が終わっており、議案の説明も終了いたしております。議事日程の組み方にも影響いたしますので、臨時会で閉会中に開催された委員会の委員長報告をするかどうかにつきまして、委員皆様のご意見をいただき、そしてこの委員会で確認をしておきたいという風に思います。

この件については、皆様のご意見お聞きしたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

普通でいきましたら、閉会中に開催をされました委員会がある場合、直近の本会議で委員長の報告をする、というのがこれまでからやってきてるわけなんです。臨時会の前に委員会があったという状況というのが、私の記憶するところにおいては、この11年、こういう状況になかったように思うんです。そして、その事につきましては、私自身もどのように考えたらいいかという事では、やはり皆さん方にご意見を賜った上でという風に、臨時会の運営の方、議長にさせていただかないといけないと思っておりますので、是非、意見をお聞かせいただきたいと思うんですが。

小野委員 臨時会の前に、というのは最近あったでしょ。その時はしなかったと思う。臨時会の前にというのあったでしょ、記憶ないっておっしゃったけど。前回の議運で、それは議論して一つの結論というもの出てるの違うの。私はそういうように思っているんです、当然これはすべきだと思います、委員長報告。そういう結論であったように私は理解してんです。今、委員長がそうして、なんでもう一回諮らはんのか、議論してくれっていうのは、意味分からないし、それから前回、12月議会の前に11月に臨時議会を開催した、その時も事前に総務委員会があったし、その事で私は何かおかしんじゃないかなとは思いつつながら、そのまま委員長報告なしで議会運営をされたという、去年の事ですし、それが前例になったらおかしいという事で、前回もこの委員会で私は発言させていただきました。いろんな意見もあったと思いますけど、やはり。それとね、今の住民生活部長がね、この議会運営委員会で、私はもうはなから聞いてなかった、申し訳ないけど。委員長報告をする事によって、それらがクリアできるんじゃないかなと私は思ってるから、なんで住民生活部長が、専決処分した事について、その委員会での委員会からの意見があつて、どうなったんか知らんけどね、議会運営委員会で報告しとけとか、説明しとけとかなったんかどうか知りませんけどね、何か、異例やなと思って、全然聞いてない。今の、委員長からのおっしゃっている委員長報告

ってというのは、私はするべきだと、再度申し上げておきます。

三木委員 前回の議運でこの話出たと思うんです。確か、小野委員が言った事、委員長報告すべきじゃないかというように出たような記憶が私もあります。

委員長 一応、委員会、昨日、今日と常任委員会も開催されまして、私の方はその委員会の開催状況も見た上で、再度確認させていただきたいという気持ちもありましたので、本日、皆様方に再度、委員長報告の必要性について、ご確認をさせていただきたいという風に考えておりました。前回、そういう風にご意見もいただいておりますし、再度本日もそのように取り計らうべきではないか、という風にご意見いただきましたので、臨時議会での委員長報告につきましては、開催されました総務常任委員会と厚生常任委員会の委員長報告を行うという形で、当日の日程を、議長の方で進めていただくという事でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、そういう形で、委員長報告をするという事で当日、議長の方では次第をしていただきたいという風に考えますので、お願いいたします。

付議予定議案の取扱いについては、ただ今、決めさせていただきましたようにいたしたいと思えます。

それ以外、総務部長の方から他に、報告の方はございませんか。よろしいですか。

総務部長 はい。

委員長 なければ、総務部長には、他の公務もございまして、ここで退席を

していただくことと致します。どうもご苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

( 午後2時06分 休憩 )

( 午後2時07分 再開 )

委員長 再開させていただきます。

次に追加日程についてを議題と致します。臨時会当日の進行予定表をお手元にもお配りをしていると思うんですが、事務局の方から説明してもらおうことと致します。

( 事務局説明 )

委員長 ただ今、事務局の方から説明のありましたことにつきまして、何か質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

松田委員 この臨時会の役員改選という中で分かってる事だと思うし、常識的にものを考えればね、ここに示されたとおりの事だと思うんですよ。ところが、議会の関係ですね、いつもどういう事が起きるか分からん、政治の関係はですね、というような事があって、従来も言われた事があるんです、あえてそういう場合もあり得るという事だけ申し上げておきたいと思うんですけど、例えばこの全議案を終了してしまっただけでね、次にこの役員改選という事で議長が交代して云々という時に、例えば退場してしまうと、議長が。この役選の関係について、する事反対やという関係について、退場してしても会議が開かれへんという関係のことが今までも、県会でもしばしばあったという事なんですよ。そういう時に斑鳩町の場合でもそういう時があるんでという事で、特に先輩の宮崎議員なんか言うたんやけどね、議案を全部終了してしまっただけで追加議案を云々という関係はあかんと、一つ残しとくべきなんや。そうすれば、議会は継続中であると。予定議案を済ましてしまっただけで、議会終ってしまっただけで

一緒や。だから議長はもう議長席つかずに退場してしもて、どっか行ってしもて、こま遅れするという事になったら会議開かれへんやないか。それでそういう時には、結局役員改選とかいうような関係というのは入れへんのや、というような事で、かつて僕の、県会で記憶があるのは、中谷いくぞうさんが県会議長やった時に、雲隠れして3日ほど出て来やへん、会議が開かれへんなるというわけ。そしたら役選がそもそも反対なわけやな、一年で交替のこの関係と組み合わせが、というような事で、会議を開かせない、延ばすという関係が記憶にあるんですけど、そういう例がしばしばあったんや。今、だから現在、信頼関係で改選するという事であってね、誰もみんな異論がなければこれでいいわけや、このままで。そういう事があり得るといふ時に、一体この関係というのはあかんねん、という事になってしまうんです、議会は休憩中であって、これやったらもう日程事案はみな終了してしもた事になるんや。そして、議長と交替する間の関係ですわな、これで議員が例えば反対する人がおって、成立しない条件で退場したと、あるいは議長が退場して開かれへんだという関係の時にね、という事になってくると会議が流れてしまう可能性が強い。だからそういう関係を考えると、一つ残しとかなあかんねやというのは、宮崎さんはよう言うたわけや。せやけど、それは信頼関係になるんやと思うけども、そういう関係について信頼関係があるという風に理解したんやけども、ただ、この前の3月議会の関係でや、満場一致でこれ問題ないんやろなと思って、採決してみたらやで、反対派が出たという関係になって、ほんとに信頼していいんやら悪いやら分からんようになる、立ってそういうふうになって分かったという事、みんな、あぁっという顔したという関係があるんですよね。だから通常の場合はこれでいいという事やけども、そういう事があり得た時に困りますよ、だからこれは、念を押すまでもない事やと思うけども、本来なら全員協議会があつてご覧いただくなら、こういう手順なりますよと、これで問題ありませんと皆言うて、していけば、スケジュールはもうそれで守ってもらふ事にならないと嘘や。3月議会もほんとはそうやってんけど、ところがそれに反対やったわけやから。そういう事のないようにだけ注

意をしてもらわんと、余計なところで混乱を起こして、という事があるし、またそういう事が懸念された事があるんで、ちょっと余計な事やけど申し上げておきます。これは信頼関係にのった上の運営という事を出されているんで、異議はないんです、僕は。けどそういう事があり得るよ、という事だけ申し上げておきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。確かに、今まで私も議員をさせていただいて、毎回こういう形で臨時会の方、進行してきてるんですが、ただ今、松田委員おっしゃられたように、3月議会でほんとに私たちも驚くような結果が出たという経緯があるという事で、今、委員の方からご心配の意見を出していただいたという風に思っておりますが、十分、臨時会の前に全員協議会でこの手順の方の確認を、もちろん私の方からの委員長報告、そしてまた議長の方できちっと全協の方でお諮りをいただいて、という形をとらせていただいて、この形で今、松田委員おっしゃっていただいたご心配について、十分留意をして、例年どおりの形で進めさせていただくという考え方で、それでよろしいですか。

小野委員。

小野委員

今、せっかくね、貴重なご意見、松田委員が言っていたし、私はもう、この今の第2回臨時会、その直前の3月議会でそういう事もあったという事も、やっぱり皆さんの記憶の中に留めるためにも、今回からこの、今松田委員がおっしゃっていただいたような形で、今回からそれでやっていく、そういう意味を含めて今回から提出議案を一件残して、追加日程を組んでいくという形をとっていただきたい、私は思います。それで、その事がなぜ、これから何年か経った時にね、なぜこないしてるとかという事をやはり皆で確認しながら、あの事があったという事で、皆さんで話しながら、本人にもしっかりと反省してもらいたい。そういう意味で、私は今も委員長おっしゃんですが、今回もこの形という事になるんじゃないかと、やはり今回から、ああいう事情があったんで、こういう具合に議会運営委員会でも、皆さんの意見聞いていただいたら結構

ですけど、議会運営委員会でもそういう形をこれからとっていくんだという事が、私はいんじゃないかなと、そのように思います。だからそのように、皆さんに一回聞いていただきたい。

委員長 分かりました。今、お二方からご意見をいただきました。松田委員の方もご心配にはなっているが、拘らないと言っていたんで、私、そういう風に言ったんですけど、小野委員の方からは、やはりこういう事については、議会としてやっぱりきちっとしておくべきだし、なぜそのようにしなければならなくなったか、という事も明確になった方がいいのではないか、というご意見で、今回から臨時議会の時のこの役員改選について、議案を残した形でやったらどうかというご意見をいただいたわけなんですけど、それについて、いかがでしょうか、どのように。

三木委員。

三木委員 ほんとに貴重なご意見聞かせていただきました。私どもも3月議会の最終日にですね、やはり全協も開いて、議長も全員一致のという形で、そういう議事報告という形をとろうとしてたところが、最終日にああいふ形になったという事は、本人自身ですね、議事日程また議会人としての、という事が全く分かってなくて、ほんとの委員会と同じような形の考え方で座っていたという、本人も議会運営たるものどういうものか、というのを分かってないわけですから、やはりここですね、小野委員が言われたようにですね、本人も自覚してもらおうという意味も兼ねまして、残して開いていただくという方向で、私も同意させていただきます。

委員長 三木委員の方からも、今後のやっぱり、議会人としてのどうあるべきか、という事などを認識していただくためにも、先ほど小野委員がおっしゃったやり方でやっていった方がいいのではないか。小野委員の思いもたぶんそういうところだったと思うんです。そして全員がまた改選があっても、選挙の後も改選があっても、こういう事をなぜしているのか、という事を、もしも新しい議員さんが来られても、またそういう説明を

し、毎年、自分たちも含めて自ら、こういう事で進んでると、こういう事でこういう事をしているという説明を、毎年みんなそれぞれ確認する意味で、やっていくというのがいいのではないか、というご提案もいただいたところなんですけれども、他にご意見ございますか。

松田委員 問題はね、ちょっと事務局長にも聞かんなあかんけど、追加日程という関係の時期の問題やな、提起の。問題はそうやと思うんですよ。信頼関係がお互いに持てばね、問題ない事なんやけども、たまたまそういう関係が出た時には混乱するよという事だけで言うてるだけでね、わしは本来そうせい、と言わんねけど。問題は全議案を終了してしまうと、特に臨時議会であるだけに、緊急質問その他の関係でも初めにやっとなかなか出来ないのにね、だから議案が終ってしまったから追加日程も何もないのに、休憩するようで、交替が出ましたからと言うて追加日程にするというのはおかしんやと、本来。だから、やっぱり会議であって、議案審議中に、臨時会招集した時の議案審議中に、追加日程があってそれが後刻なら続いて審議するとかどうとか、という関係を提案しとかないとね、何もないようになってしもてから交替していくというのは、閉会宣言をする前に言うのと一緒やという事になるんで、こういう場合の日程の取扱いというのは、一回相談しといた方がいいと思うんや。小野委員言われる事も分かるんやで、本来そういう風に言わんなあかん事も事実じゃ。ところがあまりにもどうかなと思う。この間そんなんあるさかいに、議論したんや、という事になったら本人も痛いやろけど、だけどそういう事があり得るんやから。今は何もないと思てるで、ところがこれから11日までの間、分からんわな。議長再選になるやら替わるんやら、あるいはまとまるのやら、今までのようにうまい事まとまるんやら、ばらばらになるんやら分からん。そうなってくると、成立させんとけと、退場やとかへちまやとかなってきたら混乱するのと一緒やし。そんな事ないとは言えない。だから予測しないけど、お互い信頼の関係に立って成り立つものであると思うんやけど、そういう場合に一体どうしたらいいんかという事だけ、やっぱり考えておかんと、余計なこと言うてるようや

けど、ほんまにそう思うんや。だから、こういう時の追加日程の出し方というのは一体どうすんねやろな。

委員長 今、委員それぞれご心配になっている点もございますので、暫時休憩いたします。

( 午後 2 時 2 3 分 休憩 )

( 午後 2 時 2 8 分 再開 )

委員長 再開いたします。

ただ今、委員皆さんから色々ご心配いただきました点につきまして、付議議案の方に、日程の方に組み込める内容につきまして、局長の方からご説明をさせていただくようにいたします。

事務局長 追加日程議案の組み方につきまして、先ほど色々ご意見をいただいた中でございますけれども、この追加日程の中の日程 5. の常任委員会委員の選任についてと、日程 6. 議会運営委員会委員の選任につきましては、委員任期が委員会条例で一年という事で定められておりますので、あらかじめ議事日程に入れておくという事で、これにつきまして、同じように、付議予定議案の告示と同じように告示をさせていただいて、全て整えた段階で、本会議に臨んでいただくという事で、この常任委員会委員の選任の日程に入らせていただくまでに、町からの付議議案が終了した段階で、追加日程をあげていただくという事で進めていただくのが一番いいのではないかという事で、各委員さんの方からもご意見を先ほど聞かせてもらいましたので、そういう取扱いをしていただいて、途中で追加日程議案を 1 から 4、後ですね、この議会運営委員会委員の選任についてのこれが終わった段階で 7 から 12 も、同じく追加議案として入れていただくという取扱いで進めていただければな、と思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

委員長 ありがとうございます。局長の方からただ今説明がありましたように、委員皆さんからいただきましたご意見、今のように進めさせていただくという事でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。ほんとに3月議会、直近の3月議会で色々な事がございましたこと、やっぱりそれを参考に、こういう形をとるといふ事については、また私の方の報告の中でもきちっと入れさせていただき、こういう形をとったという説明もきちっとさせていただく事にさせていただきたいと思います。

他にこの件につきまして、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、当日の進行につきまして、全体の流れを確認をしておいていただくということで終わっておきたいと思いますので、協議事項(2)臨時会については、以上で終らせていただきます。

委員長 次に、(3)その他について、委員の皆さんの方から質疑、ご意見等ございますでしょうか。

( な し )

委員長 ごございませんでしょうか。よろしいですか。  
議長の方から何かございませんか。

議 長 3月議会の中で法務局の建屋の無償払下げについて、要望書を出していただきました。その件につきまして、4月25日に奈良地方法務局の

局長、総務課長が来られまして、その回答を持って来ていただきました。その内容につきまして、報告だけさせていただきたいと思います。一応、お話をさせていただきましたところ、国有財産法の関係によりまして、無償での払下げは難しいという事でございました。色々と話をさせていただきましたところ、5月に鑑定を行うという事でございまして、当初、提示されておりました258万円以上にはならないだろうという事でございましたので、鑑定の中で、建物自体、使用するにあたりまして、色々と改造等かかってくるという事を考えていただいて、その辺の鑑定をしていただきたいという風に要望いたしまして、本日受け取ったところでございます。また、この件につきましては、所管の総務委員会、今日午前中にございましたので、先にその報告をさせていただきました事だけご了承いただきたいと思います。以上でございます。

委員長      ありがとうございます。ただ今、議長の方からご説明のありましたように、奈良地方法務局長の方から、先般3月議会で私たち、議会の方から出させていただいた要望書に対する回答をお持ちいただいたというところでございますが。

三木委員。

三木委員    この件に関しては、吉川議員が要望書提出しておられましたけど、その回答について、吉川議員にはどのように。

議 長      先般ちょっと吉川議員、入院されたという事で、私と局長の方でお見舞いに行かせていただきました。その時に一応こういう形であがってきたという事の報告をさせていただいております。

委員長      小野委員。

小野委員    吉川委員は提案されただけで、議会として採用してますので、議会へきたらそんでいい事だと思うんです。ただね、先ほどの総務委員会で報

告されたという事なんですけど、私、総務部長いてたらちょっと説明してくれとか、町の方でしっかりと、どういう認識してるんやという事がね、確認したいなどは思ったんですけどね、もう一度ちょっと精査してみても、私はこの回答は、今の議長の報告の対応というのは、私はもうそれは万全な形やという事ですが、ただ、町当局に対して、この事については一般質問という形でちょっと検討させていただきたいと思います。その点に、総務委員会でどれ位の説明があったのかは、またそれは委員長報告で聞かせていただきますので、6月議会の一般質問でちょっと込み入った事も聞かせていただきたいと思います。一番聞きたいのはやっぱり、何回もこの事での議論を、今まで吉川議員もされてたけど、予算委員会でも私からも話してたこともありますし、町がどういう形で認識してるんかという事は、やっぱり再度何回も繰返して、先ほどのあれじゃないけどね、繰返して繰返してこういう事があるという事を言う事によって、これから今後の進め方なりしっかりとした対応をしてほしいなと思います。今ちょっとちらっと見ただけで、意味分りにくいところもありますので、最初のとっかかりがどうあったんか、そういう事も聞かせていただきたい。ただ、今、坂口委員に色々それで議論長なったんか、と聞いたけど、あまりなかったと聞いてますので、議運の場所ですから、そういう事だけ意見、これに対する意見、申し上げておきます。

委員長

この問題については、格別に色々お考えや思いをお持ちの議員さんもおられた事であるという風に、私も理解をさせていただいているところでございますが、議会として要望書を出したら、一応、奈良地方法務局長の方からうちの議会として出したものに対しまして、議長の方にご返事をいただいたと。そしてまた議長の方からも一定、そういう改造などにも費用がかかるという事なんかも鑑定される時には考慮してほしいという事などもきちっと言っていたらいいという事で、そのご報告で皆様方には一定、ご了解、ご理解をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に、事務局の方から報告しておくこと等はありませんか。

事務局長

2点ございます。まず、一つ目ですけれども、地方自治法の改正の現在の審議の状況でございます。先般、地方自治法の改正の概要という形で委員さんにもお配りをさせていただいておりますが、4月25日現在で、現在第164国会が開会をされております。この会期の最終が6月18日という事で聞いておりますけれども、会議が延長になったかその辺は分かりませんが、現在、国会の総務委員会の方へ、この地方自治法の改正について審議中でございます。25日現在で、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、竹中総務大臣と政府参考人等に対します質疑が行われております。この質疑の内容ですけれども、詳しいところまでは聴取はいたしておりませんが、一つ目には副市町村長の複数設置によります幹部職員が肥大化する懸念という事で、質疑をされております。それから、二点目が地方公共団体の実態を踏まえて、出納長、収入役を廃止することについての大臣見解、これが質疑の中で申されております。それから、議会に関する事なんです、議長の臨時会の招集権を今まで認めてこなかったという、この理由についても質疑がされております。質疑内容等につきましては、まだ会議録が出来ておりませんので、また分かりましたら出来る限り早く皆さん方にご報告をさせていただきたいと思っております。それからもう一点、首長と議会の緊張関係について、大臣がどう思うか。それからもう一つは、住民自治と団体自治についての大臣所見等々が質疑、討論がされておるといところまでの状況でございます。総務委員会はまたこれからもされると思っておりますけれども、一応、内閣提出の地方自治法の法律（案）という事の質疑が始まっておるのでございますので、今日もインターネットの方で情報検索いたしました、まだ今日、27日でございますので、たぶんもう2、3日すればこの会議の内容ももう少し分かってくるのではないかと考えておりますので、また分かり次第ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それからもう一点、お手元にお配りをさせていただいておりますが、

陳情書が一件参っております。紅葉ヶ丘自治会の方から、4月25日に自治会の会員さんの方から、議長宛に神南4丁目で建設を進めようとされておられますマンション建設に対してでございますが、国道25号線の三室病院の東側ですか、国道の東側の方でマンション建設が計画がされているという事で、先般、自治会の方へ業者さんの方から住民説明会が実施されたという事で、今、お手元にお配りさせていただいておりますのが、陳情書のかがみでございます。この計画書また地元自治会さんに対します説明会の内容等につきまして、印刷をされたものをそのまま原本預かっておりますので、ちょっと後でお返しさせていただきますけれども、陳情書の鏡だけ本日つけさせていただいております。この中身につきましては、町の方にも確認をいたしました、斑鳩町長宛にもこの同様の陳情書が出てきているという状況でございます。先般またこの議会運営委員会の打合せをさせていただく中で、議長の方から、担当する部署もでございますので、議会運営委員会に諮っていただいて、そこに付託するなり検討していただいたら、という事も聞かされてもっておりますので、本日、資料としてお配りをさせていただいております。この自治会さんの中身からいきますと、マンション建設自体を中止にしてくれとかそういう事ではございませんので、あくまで行政指導の方で何とか建物の高さを抑えてもらうようには出来ないか、という事で町または議長宛に陳情書が参っておるという事でございますので、よろしくお願ひします。中身につきましては、ご報告させてはいただきませんが、まず中身の方を見ていただきまして、また役員改選もでございますので、次の担当常任委員会の方で正式にまた議長の方から付託をしていただくという形になると思っておりますけれども、この臨時会でこの陳情書、臨時会までに来ておりますので、取扱いだけもう一度確認をしていただいたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

局長からただ今説明がございました。地方自治法改正の件につきましては、まだまだ会期も残っておりますし、今まだ議論がされてきている状況の中、今後もこの件につきましては、我々議会人としても、議会に

関る部分について、色々と審議の状況をきちっと見ていきたいという風に考えているところですが、もう一方の、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書につきましては、紅葉ヶ丘自治会会長名で、そしてまた紅葉ヶ丘自治会の方が議会の方へも、もちろん町長の方へも出されているという事なんです、陳情書という形で、今、お返ししています、どうもそれはたぶん説明会に出た資料だろうと思うんですけど、その資料もつけて、先般25日にお持ちになって、議会事務局の方で受付しているという案件なんです、この取扱いについて、今、局長の方から説明があったと思いますが、実際付託をして所管となる常任委員会の方でこの陳情書に対しても一定ご議論いただくというのが、一番いいやり方なのだろうと思っているところですが、臨時議会が間にあると、これを受付けた後に臨時議会があるという事もありますので、一応、皆さん方に取扱いについても、確認をした上で進めたいという風に考えておりますので、委員皆さんの方からご意見をお聞きしたいという風に思いますが、いかがでしょうか。

松田委員

たぶん今言われている関係の所っていうのは、三室病院の真前の、水は溜まってないけど池のあった、あこのとこやと思うんやけど、ここに書かれている以外の関係は、我々今まで常に主張してきた、あこの三車線化をやかましく言うてきてるわけやわな。それで今、売りにも出てるし、今のうちに早い事何とかしないと、あとでとてもじゃないけど出来んようになってしまいうんやないかと、三室病院造る時の約束事やと、三車線化をして云々というのは、という事をやかましく言うてるんで、この建物が建つ時に、道路の関係、25号線のその関係というのはどうなってくんねやろな。多少説明聞いてるかいな。ちょっとこれ見ただけでは分からんねけども。

委員長

暫時休憩します。

( 午後2時46分 休憩 )

( 午後2時46分 再開 )

委員長 再開いたします。事務局長。

事務局長 都市基盤整備特別委員会の中では、道路部分については歩道というのは、今のところはまだ難しいという事で、緑地でしたかね、緑地という事で18メートル部分ですか、その部分については残されるというようには聞いておる状況です。詳しいところはそこまでしか分かっておりません。

松田委員 これは何で都市基盤整備特別委員会にかかるのかどうか分からんけどやで、都市基盤整備特別委員会の任務と役割の関係というのは、そこは入ってなかったと思うんやけどやで、ところがいずれにしても、25号線のここについて、三車線化をするという事を病院建設の時から条件やないか、という事を絶えず言われてきてね、それで今まではあそこを三車線化せい、三車線化せいと、しかもそれは斑鳩町のあのバイパスの取付道路の関係の、生活全ての関係にもなるからですね、今処置をしかんととてもじゃないけどあと買えんどと、それでなくても民間買いに入ってるのに、という事を絶えず言われてるわけやな、その関係っていうのは、一体道路の関係がどうなってくるんかによって随分違うし、議会は関係地元が言うようよりも、三車線化の関係の方が今までから懸案してる問題や。その事と合わせてこのことがどうなってくるのか、という事が一つの大きな判断やと思うわ。だからそういう意味で、それがどうなんのかなという関係を、もう少しはっきりしてるんなら聞かせておいてほしいと思うやけどな。近く工事かかるなと思ってんの、とにかく墓の方の関係の、勾配地の関係というのは、もう整理してしもてるからね。あれはもう下司田池のしも池と言っていたんやからね、あの池は。あれは王寺の吉川さんが持ってたんやと聞いてんねけどもやな、あの土地はやで。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午後2時49分 休憩 )

( 午後2時50分 再開 )

委員長

再開させていただきます。

神南4丁目のマンション建設に関する陳情書につきましては、ただ今色々なご意見はいただいておりますけれども、やはり定例会の時にきちっと委員会の方へ付託をさせていただくという事で、この陳情書の取扱いについては進めたいと思いますので、ご了解ください。

ありがとうございます。

その他についても、他もうよろしいですね。

( 異議なし )

委員長

その他については、終わらせていただきます。

以上をもって、本日予定をいたしておりました案件は全て終了いたしました。

本日の委員会報告のまとめにつきましては、例によりまして、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、一年間、議会運営委員会、今年の議会運営委員会は本当に皆さん方、大きな問題についてご協議をいただき、またいつになく回数を重ね、また時間もかかり、大変皆さん方には協力的に進めていただきまして、本当にありがとうございました。議会運営委員会としては、臨時会までに、もう持たしていただく事はないだろうと思っている

んですが、議会で何が起こるかも分かりません。ひょっとしたらまた臨時議会までに何か判断をせないかんようなものが出てくる、万に一つもあるかも分かりませんが、一応本日、臨時議会の運営のことにつきましても、皆様方にご協議をいただきました。本当に大変な一年間、また不慣れな正副委員長でしたけれども、ご協力いただきましたこと、心からお礼を申し上げます。本当に皆さんありがとうございました。

それでは、本日の議会運営委員会はこれをもって終了させていただきます。本当に皆さんご苦労さまでございました。

( 午後2時54分 閉会 )

\_\_\_\_\_